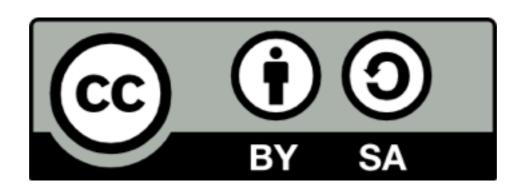
# 青年元本主会 新 #12

# Copy Bight

青山学院大学 地球社会共生学部 古橋 大地 @mapconcierge



本コンテンツの ライセンスは特に断りのない限り CC BY-SA 4.0 に従います。



## #先週の課題

「**剽窃**(ひょうせつ)」と「**盗用**」という言葉を調べ、オマージュ、パロディとの違いを「正しい引用」を意識しながら図にまとめなさい。

図は、以下の GitHub上の Issue に投稿してください。 https://github.com/gsc-aoyama/information-scoiety4agu/issues/4

投稿したIssueコメントのURL(Permalink)をTweetしてください。その際、#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。

## 票協定作

剽窃(ひょうせつ,Plagiarism)は、<u>他人の成果物をクレ</u> ジット表示することなく取り込むことです。この用語は よく混同されていますが、著作権侵害と同じ意味ではあ りません。著作権侵害は著作権保護下にある成果物につ いて著作者の排他的権利を侵害して許可無く用いること です。著作権の表示により行為が軽減されたりはしませ 同様に、パブリックドメインの著作物についても 出典の明記無く用いた場合、著作権の問題がなくとも剽 窃とみなされます。

## 盗用

盗用(とうよう、英: Plagiarism)とは、他の研究者のデータ、図、表、文章、研究結果などを、引用せずに、<u>あたかも自分が得た(書</u>いた)かのように発表する行為である。

類義語として「盗作」や「剽窃」があり、「盗用」との区別は明確ではない。しかし、ジャーナリズム、文芸作品、芸術などでの類似行為は、一般的に、「盗作」「剽窃」と記述されることが多い。また、学術界、高等教育界での行為は、政府、学術界、高等教育界が「盗用」という用語を使用している。本項目では、「盗用」という用語を使用する。

## 票切

- ・出典の明記ない
- ・ジャーナリズム、文芸作品、 芸術などで用いること多い。

## 盗用

あたかも自分が得た(書いた)かのように発表する行為

(古橋案)

## 剽窃

- ・出典の明記ない
- ・ジャーナリズム、文芸作品、 芸術などで用いること多い。

## 盗用

あたかも自分が得た(書いた)かのように発表する行為

# オマージュ・パロディ

- ・尊敬する作家や作品に 影響を受けて、似たよう な作品を創作する事。
- ・明確に引用の出典を明記しない場合もある。

### (古橋案)

今日のテーマ

# 著作権法 法律















 $\land \underline{n-\Delta} > \underline{\mathcal{M}}$   $\land \underline{\mathcal{M} }$   $\land \underline{\mathcal{M}}$   $\land \underline{\mathcal{M}}$   $\land \underline{\mathcal{M}}$   $\land \underline{\mathcal{M}}$   $\land$ 

もっと見る(全3件)

#### 県ホームページにおける地図情報の不適切な利用について

最終更新日: 2017年6月9日 知事公室 広報グループ TEL: 096-333-2027 FAX: 096-386-2040 🖂 kouhou@pref.kumamoto.lg.jp

#### 県ホームページにおける地図情報の不適切な利用について

熊本県ホームページにおいて、国土地理院などの各地図情報提供者の利用規約に違反して掲載していたものが70件(881枚)あることが判明しまし た。

当該地図については、削除や適切な表示等を行うとともに、各地図情報提供者にお詫びいたしました。

県として、地図情報に係る著作権等の保護と利用規約への理解が不十分であったことを反省し、今後、再発防止の徹底を図ります。

#### 1 利用規約違反の状況

#### (1) 出典別の利用規約違反の状況

		国土地理院	海上 保安庁	ケーゲル	せ ンリン (マピ オン)	インクリメント・ピ ー	無本県・市 町村電子自 治体共同連 営協議会	不明	8†
	件数	18	4	11	3	2	2	30	70
Γ	枚数	719	4	14	4	2	4	134	881

#### (2) 部局別の利用規約違反の状況

	総務部	企画振興部	健康福祉部	環境生活部	商工観光労働部	農林水産部	土木部	県央広域本部	県北広城本部	県南広城本部	天草広域本部	教育委員会	企業局	ät
件数	1	9	1	4	5	18	6	1	1	2	1	12	9	70
枚数	1	9	2	45	9	168	33	1	1	5	1	14	592	881

※利用規約違反の概要は、下記のとおり。

□ 別紙(利用規約違反の概要) □ (PDF: 67.3キロパイト)

#### 利用規約違反の概要(原因)

原因 地図情報	是供者	国土地理院	海上保安庁	グーグル	ゼンリン (マピオン)	インクリメント・ ピー	熊本県·市町村 電子自治体共 同運営協議会	不明	計
ホームページに利用規約等で認められ ていないスクリーンショットを貼り付けた	件数			11					11
もの(埋め込みの場合は利用可能)	枚数			14					14
本来許諾を要すべきところ未申請で掲載したもの、二次利用が認められていない	件数				3	2			5
もの	枚数				4	2			6
利用規約等で定められている適正な表 示ができていなかったもの(出典、承認	件数	18	4				2		24
番号など出典表示が記載されていれば 利用可能)	枚数	719	4				4		727
その他(出典が不明で違反の有無の特	件数							30	30
定ができないもの)	枚数							134	134
計	件数	18	4	11	3	2	2	30	70
āī	枚数	719	4	14	4	2	4	134	881

## 法律(測量法、水路業務法)を 知らない公務員の実態

別紙

4

134

881

利用規約違反の概要(原因	3)										
地図情 原因	報提	共省	国土地理院	海上保安庁		グーグル	ゼンリン (マピオン)	インクリメント・ ピー	熊本県·市町村 電子自治体共 同運営協議会	不明	計
ホームページに利用規約等で認めらっていないスクリーンショットを貼り付け	, -	件員女				11					11
もの(埋め込みの場合は利用可能)		枚数				14					14
本来許諾を要すべきところ未申請で搭 したもの、二次利用が認められていな	-0-494	件負权					3	2			5
もの		枚数					4	2			6
利用規約等で定められている適正な示ができていなかったもの(出典、承託		件章女	18	4					2		24
番号など出典表示が記載されていれ 利用可能)	ば	枚数	719	4					4		727
その他(出典が不明で違反の有無の	違反の有無の特	件員女								30	30
定ができないもの)		枚数								134	134
61	1	件員女	18	4		11	3	2	2	30	70
8†		-1			П						

14

719

# ·测量法

·水路業務法

# 測量法

## 測量成果

すべての測量の基礎となる測量(基本測量)で、 国土地理院が実施した高精度が担保された

#### 2.測量成果の複製・使用

基本測量成果を、コピーやスキャンする等の行為は「測量成果の複製」(測量法第29条)にあたり承認が必要な場合があります。(測量法第29条の詳細はこちら)

また、基本測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為は「測量成果の使用」(測量法第30条)にあたり承認が必要です。(<u>測量法第30条の詳細はこちら</u>)

なお、測量行為にあたらない場合であっても、基本測量成果を使用して刊行物を刊行する場合はその旨の明示が必要です。 (出所の明示の詳細はこちら)

基本測量成果とは、国土地理院が行うすべての測量の基礎となる測量(基本測量)において、最終の目的として得た結果(測量成果)であり、紙地図、数値地図、空中写真、電子地形図、基盤地図情報等が該当します。

基本測量成果に該当しないものとしては、以下の地図等があります(内容はリンク先を確認してください)。

- 技術資料(都市圏活断層図、浸水範囲概況図、デジタル標高地形図等)
- 地理院タイル(基本測量成果では無いもの(白地図、写真等))
- 伊能大図等古地図

## 測量法第29条

#### (測量成果の複製)

第29条

基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成 果を記録した文書(これらが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以 下同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含 む。第43条において「図表等」という。)を測量の用に供し、刊行 し、又は電磁的方法であつて国十交通省令で定めるものにより不特定 多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複 製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじ め、国土地理院の長の承認を得なければならない。

## 測量法第30条

#### (測量成果の使用)

#### 第30条

基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
  - 一 申請手続が法令に違反していること。
  - 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 基本測量の測量成果を使用して刊行物(当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第44条第4項において同じ。)を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

# 複製承認と

使用承認を

受ける必要ある。

## 基本測量成果に

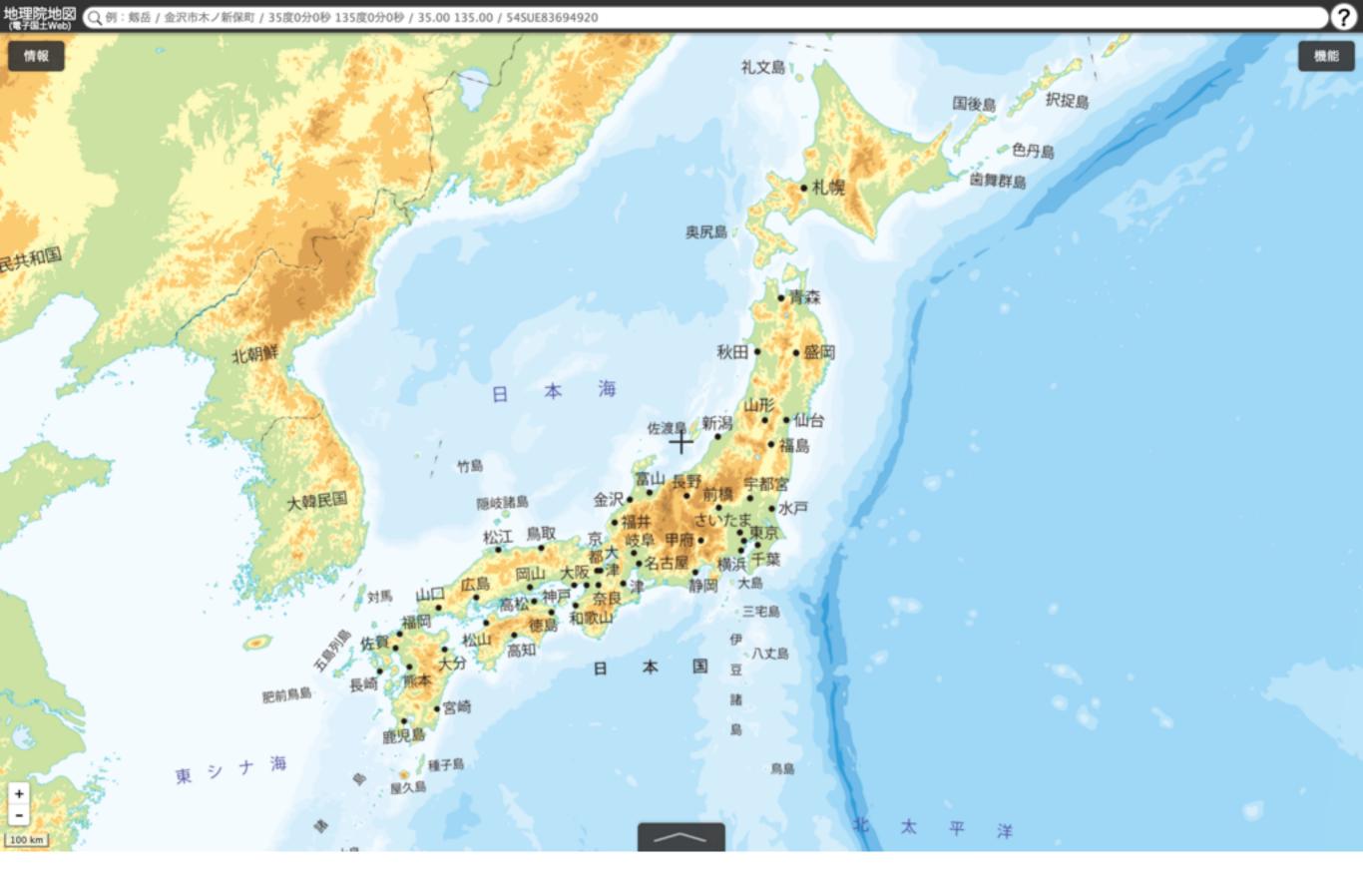
該当しないものとしては、

以下の地図等がある。

- ・ 技術資料 (都市圏活断層図、浸水範囲概況図、デジタル標高地形図等)
- ・地理院タイル (基本測量成果では無いもの(白地図、写真等))
- ·伊能大図等古地図

# 地理院タイルは測量成果ではない!

# 国土地理院コンテンツ利用規約



https://maps.gsi.go.jp

#### タイル一覧

#### 標準地図

URL: http://cyberjapandata.gsi.go.jp/xyz/std/{z}/{x}/{y}.png

データソース	電子国土基本図	新佰区/役所图/數塊局
ズームレベル	18	新宿区设所
提供範囲	日本全国	
提供開始	平成26年4月1日	
備考	この地理院タイルは基本測量成果(名称:電子地形図(タイル))です。利用にあたっては、 「 <u>国土地理院の地図の利用手続</u> 」をご覧ください。 標準地図(2500)凡例 [PDF 16KB]	
データソース	電子国土基本図	歌舞伎町(二)一)兼
ズームレベル	15~17	歌舞伎町 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
提供範囲	日本全国	<b>智</b>
提供開始	平成25年10月30日	
備考	この地理院タイルは基本測量成果(名称:電子地形図(タイル))です。利用にあたっては、「 <u>国土地理院の地図の利用手続</u> 」をご覧ください。 <u>標準地図(25000)凡例 [PDF 650KB]</u>	
データソース	電子国土基本図 (一部、小縮尺地図 (20万分1) の情報を含む)	
ズームレベル	12~14	豊島区の場合に対する。
提供範囲	日本全国	THE X
提供開始	平成25年10月30日	医 東中野駅 河田 田南原
備考	この地理院タイルは基本測量成果(名称:電子地形図(タイル))です。利用にあたっては、 「 <u>国土地理院の地図の利用手続</u> 」をご覧ください。 標準地図(20万)凡例 [PDF 167KB]	10 大 40 新宿居山町 田田町 千 新宿岡県 40

https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html

### 国土地理院コンテンツ利用規約



#### → 国土地理院コンテンツ利用規約

#### 1.当ウェブサイトのコンテンツの利用について

地理院ホーム > リンク・利用規約について > 国土地理院コンテンツ利用規約

当ウェブサイトで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、どなたでも以下の1)~7)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。 コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

#### 1) 出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:国土地理院ウェブサイト (当該ページのURL) など

- ※都市圏活断層図を引用する場合は、調査者名と技術資料No.を明記してください。
- ※学術論文や図書等に引用する際は、学会誌等が定めたルールに適した方法で引用してください。

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・ 利用してはいけません。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

- ・地理院タイル (標高タイル)を加工して作成
- 「○○データ」(国土地理院) (当該ページのURL)をもとに○○株式会社作成

http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html

## 7) その他

- ア この利用ルールは、<u>著作権法上認められている引用</u>などの利用に ついて、制限するものではありません。
- ✔ 本利用ルールは、平成28年1月25日に定めたものです。本利用ルールは、<u>政府標準利用規約(第2.0版)に準拠</u>しています。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。すでに政府標準利用規約の以前の版にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。
- **ウ** 本利用ルールは、<u>クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0 国際</u> (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。)と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。

http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html

# 国十批理院 コンテンソ利用規熱 = ()() + ()

# 政府標準利用規約 (第2.0版)

#### 政府標準利用規約

政府標準利用規約(せいふひょうじゅんりようきやく、Government of Japan Standard Terms of Use)は2014年に作成された日本政府の府省のホームページのコンテンツの利用ルールの雛形である $^{[1]}$ 。各府省のホームページのコンテンツのうち法律の規定等による制限の他は自由に複製・公衆送信・翻訳・変形等を行えるようにするもの $^{[2]}$ 。府省サイトのコンテンツの二次利用を促進するために $^{[3]}$ 内閣官房IT総合戦略室が第1.0版を2014年に作成した $^{[1]}$ 。

2015年にはさらに改定が加えられ、同年12月に第2.0版が決定され翌2016年1月から適用されることになった $^{[4][5]}$ 。第2.0版より「 クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際」(CC-BY 4.0)との互換性がある旨が記載されている。

#### 目次 [表示]

#### 沿革 [編集]

- 2014年(平成26年)6月19日 各府省情報化統括責任者連絡会議で第1.0版が決定される。
- 2015年(平成27年) 12月24日 国際的にオープンライセンスとして通用するように改められた 第2.0版が各府省情報化統括責任者連絡会議で決定される。



政府標準利用規約第2.0版 の規約により首相官邸ウェブ サイトからウィキメディア・ コモンズで二次利用されてい る画像の例(第3次安倍内閣 第2次改造の記念撮影写真)

## 政府標準利用規約

第2.0版)

= CCBY 4.0

# 水路業務法

## 海図の利用

#### 海上保安庁の刊行する水路図誌 及び航空図誌の複製、または類 似刊行物の発行について

#### 水路図誌等の複製(水路業務法第24 条)

海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。

申請先 ・複製しようとする管区の海上保安本 部長

・複製しようとする部分が複数の管区 海上保安本部にまたがる場合は海上保安庁長官 申請書はこちら(複製承認申請書)

#### 水路図誌及び航空図誌の類似刊行物の発 行(水路業務法第25条)

海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は 灯台表に類似の刊行物を発行しようとする者は、 海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

申請先 ・海上保安庁長官 申請書はこちら(<u>類似刊行物申請書</u>)

#### 水路図誌及び航空図誌の航海または航空の用に供しないための 部分的な複製について

#### 複製物を有償で配布する場合

例えば・・・

- ・釣り雑誌やプレジャーボート雑誌に海図や 海の基本図、潮汐表の一部を説明用として複製し て掲載する場合
- ・暦の一部に潮汐表や天測暦の一部を複製し て掲載する場合
- ・カレンダーに潮汐表の一部を複製して掲載 する場合
- ・海事関係者向け出版物に水路図誌の一部を 説明用として掲載する場合

申請先 ・海上保安庁海洋情報部企画課長 または 管区海上保安本部海洋情報部長

申請書はこちら(水路図誌等利用申請)

#### 複製物を無償で配布する場合

例えば・・・

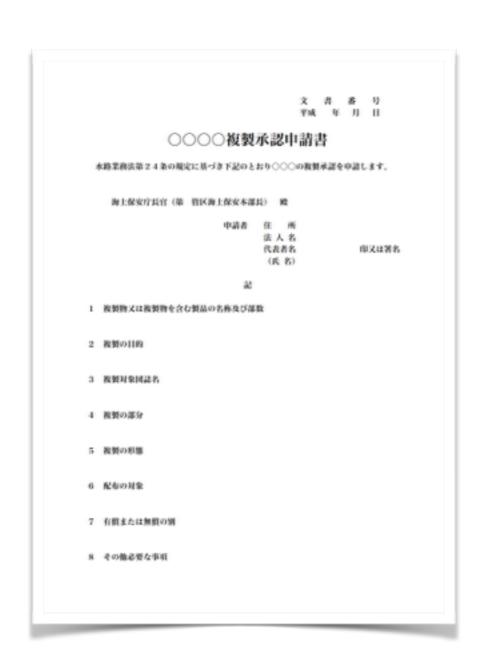
- ・公文書や説明資料の一部として、海図や海 の基本図の一部を複製する場合
- ・無料で配布する小冊子等に海図や潮汐表の 一部を複製する場合
- ・ポスターの一部に海図や海の基本図、書誌 を使用する場合

※申請不要 ただし複製物に海上保安庁発行の 水路図誌または航空図誌を使用していることを明 記すること。

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/soudan/shinsei/24jou.html

## 水路図誌の複製等に係る承認

## (水路業務法第24条、25条)





http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/soudan/shinsei/24jou.html

## 複製物を無償で配布する場合

例えば・・・

- ・公文書や説明資料の一部として、海図や海の基本 図の一部を複製する場合
- ・無料で配布する小冊子等に海図や潮汐表の一部を 複製する場合
- ・ポスターの一部に海図や海の基本図、書誌を使用 する場合

### ※申請不要 ただし複製物に海上保安庁発行の水路図 誌または航空図誌を使用していることを明記すること。

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/soudan/shinsei/24jou.html

測量法も

水路業務法も

「品質を担保しない」

使い方であれば

苦苦不要

## #令週の課題

### 「政府標準利用規約(第2.0版)」

を採用しているウェブサイトや配布データを調べ、 以下の GitHub上の Issue にそのURL及び概要を投稿 してください。

https://github.com/gsc-aoyama/information-scoiety4agu/issues/7

投稿したIssueコメントのURL(Permalink)をTweetしてください。その際、#AGU情報社会論のハッシュタグを含めてください。